

平成18年第3回

三重地方税管理回収機構議会定例会

会 議 録

三重地方税管理回収機構議会

1 期 日 平成18年7月25日 午後1時42分開会
平成18年7月25日 午後2時10分閉会

2 議会会議場所

三重県庁舎 2階 特別会議室

3 出席議員

議 員	今 岡 睦 之
議 員	水 谷 元
議 員	川 岸 光 男
議 員	伊 藤 允 久
議 員	木 戸 口 眞 澄
議 員	北 裏 公 教
議 員	柏 木 廣 文

4 欠席議員

議 員	大 野 幸 茂
-----	---------

5 議会定例会出席議事説明者

執行部側

管 理 者	服 部 忠 行
収 入 役	山 村 耐
事 務 局 長	前 鳶 卓 弥
事務局総務課長	福 永 賢 治
事務局徴収課長	和 田 嘉 則

議会事務局側

書記長徴収課主査	島 谷 道 久
書記徴収課主事	大 寄 伸 人

平成18年第3回

三重地方税管理回収機構議会定例会議事日程

議事日程

平成18年7月25日(火)午後2時00分開議

「議事日程」

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3

報告第1号 専決処分の承認について

日程第4

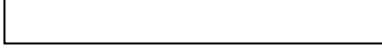
議案第1号 平成17年度三重地方税管理回収機構
一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第2号 三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について

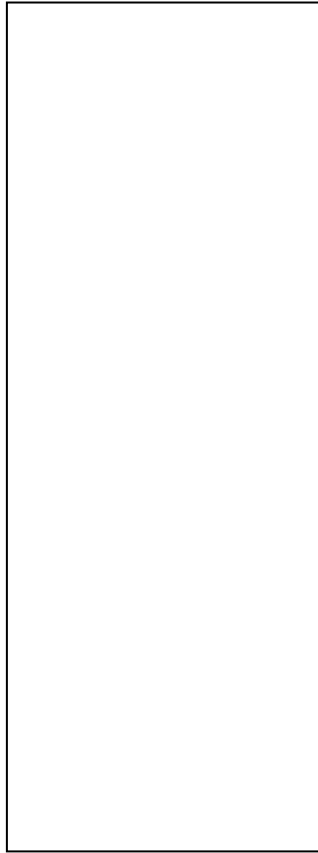
議案第3号 平成18年度三重地方税管理回収機構
一般会計補正予算(第1号)について

議 会 議 席

書 記 書記長



議 長



水谷議員

今岡議員

伊藤議員

川岸議員

北裏議員

木戸口議員

柏木議員

大野議員

記
者
席

傍
聽
席

管理者 収入役



事務局長 徴収課長 総務課長

入口

平成18年第3回三重地方税管理回収機構議会

定例会議事録

事務局長（前嶋卓弥君） 「定例会に入らせていただきたいと思います。それでは今岡議長、議長席の方へよろしくお願いいたします。

議会定例会開会にあたりまして、機構管理者の方から一言ご挨拶を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。」

管理者（服部忠行君） 「それでは、本会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日の議会の提出議案は、

『専決処分の承認について』

『平成17年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定について』

『三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について』

そして、『平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算（第1号）について』

の4件でございます。

さて、ご承知のとおり、三位一体の改革による地方への税源移譲が平成19年度から本格的に行われることとなりますが、一方で地方財政の規模全体が抑制されているため、地方税の重要性が以前にも増して高まっていております。より一層、税収確保の取り組みを強化していくことが求められております。

こうした中で、機構も平成16年4月の設立から3年目を迎え、この2年間で16億円余の徴収実績と2,500件余の差押を実行し、市町から信頼される組織として活動しております。このような成果を出した要因は、機構に派遣された職員の皆さんが、正義感と使命感を持って真正面から滞納対策に取り組んでいただいた結果であります。

しかし、機構の職員だけが努力しても滞納額は縮減できるものではありません。機構ができる滞納処分は、市町でも可能であり、機構の徴収に関する手法を参考に、各市町も本気になって徴収知識・技術を底上げすることが必要と考えます。今後も県・市町・機構が滞納額の縮減に向けて、更なる連携強化をすることが必要と考えますので、議員の皆様方のご支援とご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶

といたします。」

議長（今岡睦之議員） 「それでは定例会を開催いたしたいと思います。ただいまの出席議員は7名でございます。会議は成立いたしました。これより平成18年第3回三重地方税管理回収機構議会定例会を開会します。

はじめに、本定例会の書記として、島谷道久徴収課主査、大寺伸人徴収課主事を任命し、議事進行を補佐させます。

次に、日程に先立ちまして、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者の報告でございますが、これは、本機構服部忠行管理者をはじめ、お手元にお配りしてあります「報告」に記載のとおりであります。

次に議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第60条の規定により、水谷議員、木戸口議員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に議事日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認めます。従って会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に議事日程第3、報告第1号、専決処分の承認を求める件につきまして、議題といたします。執行部側から議案が提出されておりますので、報告させます。書記長。」

書記長（島谷道久君） 「報告第1号について、報告いたします。

専決処分の承認について

三重地方税管理回収機構の移管事案にかかる滞納処分について、第三債務者に対して支払督促の申立てを行ったところ、第三債務者より異議申立てがあり民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ通常訴訟へ移行されるため、取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたので報告をして承認を求めます。

事件 平成18年(ワ)第216号取立金請求事件

(津簡易裁判所平成18年(口)第394号支払督促事件)
訴訟手続き等委任事項
機構顧問楠井弁護士に対して訴訟委任状を提出
経過報告
係争中
であります。以上です。」

議長(今岡睦之議員) 「報告につきまして説明を事務局長の方からさせます。どうぞ。」

事務局長(前嶋卓弥君) 「報告第1号、専決処分の承認について、若干補足をさせていただきます。機構の移管事案にかかる滞納処分につきまして、第三債務者に対して支払督促の申立てを平成18年5月30日に行いましたところ、第三債務者より異議申立てが6月12日になされまして、民事訴訟法第395条の規定によりまして、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行されることになりました。従いまして取立訴訟の提起を地方自治法第179条第1項の規定、これは議会を招集する暇がないと認められるとき、そういうことになるわけでございますけれども、それによりまして、専決処分としたものです。

経過報告といたしましては、現在係争中でございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長(今岡睦之議員) 「ただいまの説明について、ご質疑、ご意見も含めてございませんか。」

議長(今岡睦之議員) 「別にご発言もないようでございますので、報告第1号につきまして、採決をいたします。本件は、執行部原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長(今岡睦之議員) 「ご異議なしと認め、よって報告第1号、専決処分の承認を求める件につきましては、承認されました。続いて議事日程第4、議案第1号、平成17年度三重地方

税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。執行部側から議案が提出されておりますので、報告させます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第1号について、報告いたします。

平成17年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定について

平成17年度の三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算は、歳入の収入済額2億1,127万7,599円、歳出の支出済額は、1億6,188万2,841円であります。

実質収支額は、4,939万4,758円となりました。以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「事務局長説明ありますか。どうぞ。」

事務局長（前嶋卓弥君） 「はい。議案第1号について、若干ご説明申し上げます。先程の全員協議会におきまして、決算書の詳細につきましては説明を申し上げましたので、概略について説明申し上げます。

決算書の1ページをお開きいただきたいと思います。歳入の収入済額の合計は、2億1,127万7,599円で、2ページの歳出の支出済額の合計は、1億6,188万2,841円であります。

歳入歳出差引額4,939万4,758円は、次年度に繰越を行ないました。

続きまして、3ページの歳入歳出決算事項別明細書を説明いたします。歳入では、予算現額と調定額、収入済額を見比べていただきますと、第1款の分担金及び負担金については、移管事案件数が743件でありまして当初予算の976件の見込み件数より233件分少なく、4,660万円少ない収入済額となりました。この移管事案件数の233件分につきましては、精算により市町に返還し、歳入合計でも予算現額に対して調定額、収入済額が少なくなっております。

次に、事項別明細の内容につきまして、歳入では、第1款分担金及び負担金で移管事案引受件数743件分の処理件数割額として1億4,860万円と均等割額、これは47市町

村分470万円、これの合計1億5,330万円となりました。続きまして、第2款県支出金として県からの事業補助金1,700万円の収入がありました。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思います。歳出では、不用額の多かった主なものを申し上げます。第1款の議会費につきましては、39万5千円余。第2款の総務費は、4,195万1千円余の不用額となっております。総務費第2項徴税費の第1目税務総務費第19節の負担金、補助及び交付金で3,190万円余の不用額となっております。第2目賦課徴収費は、963万円余の不用額となっております。

9ページの収支に関する調書でございますけれども、実質の収支額は、4,939万4,758円でございます。よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「この際、監査委員から審査意見の報告をお願いいたしたいと思います。」

監査事務書記長（和田嘉則君） 「永合代表監査委員が病氣療養中につき、監査事務職員の私、和田と申しますが、報告をさせていただきます。

議案書の5ページをご覧下さい。平成18年7月5日に決算審査を実施いたしました。

決算審査対象は、平成17年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算書、同実質収支に関する調書及び同財産に関する調書を審査対象といたしました。

審査の方法は、決算書及び決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書に示された決算計数について正否を精査・確認するとともに、関係職員から聴取し審査を行ないました。

総括的意見といたしましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成17年度一般会計歳入歳出の執行状況等につきましては、いずれも所定の様式に準拠して作成されており、その計数も関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを確認いたしました。以上ご報告申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「本日、永合代表監査委員が病氣療養中ということで、ただいま和田監査事務書記長の方から監査報告をさせました。含めまし

て議員の皆様方何かご質疑ご意見ございませんですか。」

議長（今岡睦之議員） 「別にご発言もないようでありますので、お諮りをさせていただきます。議案第1号、平成17年度三重地方税管理回収機構一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、採決をいたしたいと思えます。本案につきましては執行部原案のとおり決することにご異議ございませんですか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ありがとうございます。ご異議はないようでありますので、議案第1号につきまして、原案どおり可決されました。

次に議事日程第4、議案第2号三重地方税管理回収機構に係る負担金の額についてを議題といたします。

執行部側の方から議案が提出されておりますので、報告をさせます。島谷書記長。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第2号について、報告いたします。

三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について

三重地方税管理回収機構規約第12条第2項の規定に基づき、平成19年度本機構の経費に充てる関係市町の負担額については、下記のとおりとする。

- 1 均等割額 平成19年4月1日現在の関係市町1団体につき10万円
- 2 処理件数割額 17万円に平成19年度に本機構が引き受けた事案の件数を乗じて得た額
- 3 徴収実績割額 平成17年度に本機構が徴収した本税の実績額に10%を乗じて得た額

以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「事務局長から説明をお願いします。」

事務局長（前嶋卓弥君） 「議案第2号、三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について、ご説明申し上げます。

本案は、平成19年度の本機構の経費に充てる関係市町の

負担額を定めるものです。三重地方税管理回収機構規約第12条第2項の規定に基づきまして、機構議会の議決を経て均等割額・処理件数割額の単価及び徴収実績割額の率を決定するものです。平成19年度市町負担金として、平成18年度と同額及び同率の、均等割額として1団体10万円、処理件数割額として1件当たり17万円、徴収実績割額の率として平成17年度の本税徴収実績額の10%を負担していただきたいと考えております。この、平成19年度の市町負担金については、県内市町の代表者11名からなります運営検討会におきまして協議を行いまして、機構運営への影響を考慮しまして、平成18年度と同額・同率という形で一致し、この議会定例会に提案をいたしました。よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「説明に対して、ご質疑、ご意見等ございませんですか。」

議長（今岡睦之議員） 「ないようでありますので採決をいたしたいと思えます。お諮りします。議案第2号、三重地方税管理回収機構に係る負担金の額について、原案どおり可決することにご異議ございませんですか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案どおり可決いたしました。」

議長（今岡睦之議員） 「続きまして、議事日程第4、議案第3号、平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算（第1号）につきまして議題といたします。報告を書記長からお願いいたします。」

書記長（島谷道久君） 「はい。議案第3号について、報告いたします。

平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算（第1号）について

平成18年度三重地方税管理回収機構の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,394千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれに278,781千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

提案理由

三重地方税管理回収機構の平成17年度歳入歳出一般会計決算において、歳計剰余金が発生し、一旦、繰越金として補正予算に組み入れたい。

以上です。」

議長（今岡睦之議員） 「議案第3号について、執行部の説明を求めます。事務局長。」

事務局長（前嶋卓弥君） 「はい。議案第3号についてご説明申し上げます。

このことにつきましては、平成18年度当初予算におきまして4,000万円の繰越金を想定しておりましたが、それを上回る剰余金の発生がございました。したがって、その上回る繰越金9,394千円を補正予算として計上いたしました。よろしくご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。」

議長（今岡睦之議員） 「議案第3号、平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご質疑等ございませんですか。」

議員（柏木廣文議員） 「繰越金の生じた主たる理由は、何ですか。」

事務局長（前嶋卓弥君） 「主な理由といたしましては、歳出のほとんどを占める人件費関係のところ、当初予算額に対して派遣職員の年齢構成の関係などにより、実支出額が下回ったこと、また、一般的な経費の削減を進めたことにより、剰余

金が生じたためであります。」

議長（今岡睦之議員） 「ほかにご質疑はありませんか。」

議長（今岡睦之議員） 「ご質疑等ないようでございますので、これより、議案第3号、平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算（第1号）について採決をいたします。本案につきまして執行部原案どおり決することにご異議ございませんか。」

「異議なし」と呼ぶ声あり

議長（今岡睦之議員） 「異議なしと認めます。よって、議案第3号、平成18年度三重地方税管理回収機構一般会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。」

議長（今岡睦之議員） 「以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

平成18年第3回三重地方税管理回収機構議会定例会を閉会といたします。

どうもありがとうございました。」